

第 4 7 号議案

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

建築物の敷地面積に関する制限を適用しない場合について定めるため提案する。

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（建築物の敷地面積の最低限度） 第5条 （略） 2 （略） <u>3 前2項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前2項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前2項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、前2項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</u> <u>(1) 前2項の規定を改正する条例による改正後の前2項の規定の施行又は適用の際、改正前の前2項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築</u>	（建築物の敷地面積の最低限度） 第5条 （略） 2 （略）

物の敷地として使用するならば改正前の前2項の規定に違反することとなった土地

- (2) 前2項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前2項の規定に適合するに至った土地

4 法第86条の9第1項各号に掲げる事業（以下この項において「当該事業」という。）の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項又は第2項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば第1項又は第2項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、第1項又は第2項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 当該事業の施行の際、当該事業の施行による建築物の敷地面積の減少がなくとも第1項又は第2項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば第1項又は第2項の規定に違反することとなった土地

- (2) 第1項又は第2項の規定に適合するに至った建築物の敷

地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば第1項又は第2項の規定に適合するに至った土地

(罰則)

第10条 (略)

2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

(罰則)

第10条 (略)

2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。